(3)　事業計画の合理性

本件事業は、現道の災害危険箇所、線形不良区間等の解消を図り、自動車走行の安全性を確保するとともに、防災性を強化することを目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づき、２車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成23年１月28日付け滋賀県告示第39号で都市計画変更された大津湖南都市計画道路３・５・104号石山寺辺大石東線と基本的に整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道はこれまで自然災害による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本件事業の早期完成を求める声は強く、本路線沿線の市長からなる国道422号整備促進期成同盟会から、本件事業の整備促進を強く要望されているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　滋賀県大津市役所

国会事項

衆議院

質問書提出

八月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ニュームアクセス米の運営等に関する再質問主意書（緒方林太郎提出）

沖ノ鳥島に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

ビザなし交流捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する第三回質問主意書（鈴木貴子提出）

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

答弁書受領

八月十八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子提出沖縄戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高提出北朝鮮の日本人遺骨収集に対する政府対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出中国の南シナ海等に対する認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出自衛隊による核兵器の輸送と広島平和記念式典における非核三原則への言及に関する質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

八月十八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石橋通宏提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書（第二三三号）

参議院議員福島みずほ提出子ども・被災者支援法の基本方針改定に関する質問に対する答弁書（第二三四号）

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理解職

国務大臣　望月　義夫

農林水産大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月十四日）

（外務省大臣官房）外務事務官　今西　靖治

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同　村上　顯樹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

簡易裁判所判事に任命する（以上八月十五日）

新宅　孝昭　高野　裕

簡易裁判所判事兼判事補に任命する

（長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事）判事　白井　幸夫

（熊本地方裁判所判事兼熊本家庭裁判所判事）同　伊藤ゆう子

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

（長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事・長野簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　藤井　敏明

兼官を免ずる（以上八月十六日）

国家公安委員会

警視総監　髙綱　直良

辞職を承認する

（警察庁警備局長）警視監　髙橋　清孝

警視総監に任命する

（警察庁長官官房政策評価審議官）同　島根　悟

神奈川県警察本部長を命ずる（以上八月四日）

（警察庁長官官房付）警視長　金井　哲男

警視監に任命する

長崎県警察本部長を命ずる（八月十日）

警察庁

（警察庁長官官房総括審議官）

警視監　沖田　芳樹

警察庁警備局長を命ずる

（警察庁長官官房審議官（国際・サイバーセキュリティ担当））同　村田　隆

警察庁長官官房総括審議官を命ずる

（警察庁長官官房付）同　河合　潔

警察庁長官官房政策評価審議官兼長官官房審議官（生活安全局担当）を命ずる

（警察庁長官官房総務課長）同　白川　靖浩

警察庁長官官房審議官（国際・サイバーセキュリティ担当）を命ずる

（神奈川県警察本部長）同　松本　光弘

警察庁警備局外事情報部長を命ずる

（警察庁警備局外事情報部長）同　瀧澤　裕昭

内閣官房に出向させる

（警察庁長官官房審議官（国際・サイバーセキュリティ担当））同　白川　靖浩

警察庁長官官房総務課長事務取扱を命ずる

（警察庁長官官房政策評価審議官兼長官官房審議官（生活安全局担当））同　河合　潔

警察庁生活安全局生活経済対策管理官事務取扱を命ずる（以上八月四日）

（長崎県警察本部長）警視監　古谷　洋一

警察庁長官官房首席監察官を命ずる

（警察庁長官官房長）同　栗生　俊一

警察庁長官官房首席監察官事務取扱を免ずる（以上八月十日）